

○大阪府消費者保護条例の改正について

現状と課題

- 大阪府消費者保護条例（平成17年7月 消費者基本法の改正を受け大幅改定）

7年経過

(1) 関係法令の改正等

- 訪問買取り事業者による強引な訪問買取りの急増
平成24年8月 「特定商取引法の一部を改正する法律」の公布（H25.2 施行予定）

□ 貴金属等の訪問買取りに係る相談件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（11月末）
全国	30	69	138	2,424	4,143	1,558
大阪府	1	8	23	226	197	101

- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する。
平成24年8月 「消費者教育の推進に関する法律」の公布（H24.12.13 施行）
- 生命・身体分野の重大事故に加え「すき間事案」（実態のない利用権の取引、換金困難な外国通貨の取引など）による消費者被害の発生・拡大防止を図る。
平成24年9月 「消費者安全法の一部を改正する法律」の公布（H25.4.1 施行） 等

(2) 条例運用上の課題

- 苦情審査会のあっせん又は調停の経過及び結果の公表について、より根拠を明確にできないか。（現在は、第30条（情報の提供）を基に情報提供している。）
- 自主行動基準の届出がなされた場合に、届出に係る基準の内容が条例に定める目的に適合している場合は、これを公示しなければならないが、公示にあたっては、届出時点における届出事業者への苦情・相談件数等も考慮できるようにできないか。
- 特定商取引法に基づく指示処分を行った事案については、同時に条例に基づき勧告処分等を行っているが、この重複処分についての法的な整理 等

○条例改正検討部会（仮称）の設置について（案）

部会の概要

1. 目的

- 大阪府消費者保護条例の改正に向けた法的課題や論点等について助言等を行うため、大阪府消費者保護審議会規則第18条の規定により条例改正検討部会（仮称）を設置する。

2. 運営等

- 部会においては、同条例及び同条例施行規則等の改正に向けた課題や論点等について積極的に調査審議を行う。
- 機動的な運営を行うとともに法的整理等を行うため、学識経験者を委員とする。ただし、部会長が必要と認める場合は、別途委員等を指名するものとする。
- 部会は、原則として公開とする。ただし、公開原則の適用除外事項に該当する情報（大阪府情報公開条例第8条及び第9条各号に該当する情報）を取り扱う場合は非公開とし、個々の論議の公開決定は部会長が行う。
- 部会での検討結果を踏まえ、府において改正内容等について論点を整理し、取りまとめのうえ消費者保護審議会（総会）に諮る。

3. 今後のスケジュール

◇消費者保護審議会と部会の開催スケジュール（案）

月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	消保審（総会） 諮問	第一回部会	第二回部会	第三回部会	消保審（総会） 中間報告	パブコメ	消保審（総会）	消保審（総会） 答申		改正条例案検討				2月議会上程